

船舶事故調査報告書

令和2年10月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆
発生日時	令和元年11月28日 15時20分ごろ
発生場所	大分県佐伯市下梶寄海水浴場北方沖 梶寄港北防波堤灯台から真方位104°960m付近 （概位 北緯32°56.7′ 東経132°04.6′）
事故の概要	漁船まるたか丸は、操業中、転覆した。 まるたか丸は、船長が溺死し、船首部の破損等を生じた。
事故調査の経過	令和元年12月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 まるたか丸、0.5トン OT3-55680（漁船登録番号）、個人所有 5.22m(Lr)×1.69m×0.66m、FRP ガソリン機関、60kW（動力漁船登録票による）、平成6年6月15日
乗組員等に関する情報	船長 男性 60歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年9月9日 免許証交付日 平成29年7月13日 （令和5年3月17日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船首部に破損、揚網機の脱落及び船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約2m、潮汐 上げ潮の初期、水温 約22℃ 佐伯市には、11月27日03時20分に波浪注意報が、06時45分に強風注意報がそれぞれ発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、刺し網漁の目的で、令和元年11月28日14時30分～15時00分ごろ佐伯市梶寄漁港を出港した。 梶寄漁港東方の下梶寄海水浴場沖の防波堤上にいた釣り人は、同防波堤東方に設置されていた消波ブロックの近くで、青色のカップを着

	<p>用した人が波に揺られる本船上で刺し網を揚げているのを認めた。</p> <p>釣り人は、一旦本船から視線を外したのち、15時20分ごろ再び本船の方向を見たところ転覆しており、転覆した本船の周辺にカッパを着用した人が見当たらなかったため、直ちに海上保安庁へ本事故発生を通報した。</p> <p>船長が所属する漁業協同組合の職員等は、本事故発生連絡を受けて現場に赴き、転覆している本船を認めたものの、波が高くて近寄ることができず、船長を発見できなかった。</p> <p>本船は、16時30分ごろ転覆した状態で本事故現場東方の海岸に漂着した。</p> <p>船長は、海上保安庁及び漁業協同組合等による捜索の結果、29日09時20分ごろ同組合の潜水士により下梶寄海水浴場北方沖の海底で発見され、搬送された病院で死亡が確認され、溺死と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1～2 本船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の漁は、磯建て網漁で、夕方に磯場や消波ブロックの近くに刺し網を仕掛け、悪天候でなければ翌日午前中に揚網するもので、時期的に伊勢えびやすずきを対象にした刺し網を仕掛けていた。</p> <p>船長の家族は、14時過ぎに外出先から帰宅中、今日は時化しているので出漁しないと述べていた船長が係留中の本船上で何か作業をしているのを認め、その後、知人から14時30分～15時00分ごろ本船が出漁しているのを見かけたと聞いた。</p> <p>船長は、固型式の救命胴衣を着用することがあったが、発見時、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長の親族は、本事故発生日の夕方、本船が漂着した海岸付近を捜索中、防水パックに入った船長の携帯電話を発見したが既に電源が入らない状態であることが分かった。</p> <p>船長の親族は、船長が、素潜り漁を行うほど泳ぎが得意で、本事故当時、体調に問題はなかったが、発見時、額に打撲の痕跡があったので、落水時に頭部が揚網機などに当たって気を失い、泳ぐことができなかったのではないかと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>あり</p> <p>本船は、下梶寄海水浴場北方沖において、強風及び波浪注意報が発表された状況下、船長が消波ブロックの近くで刺し網漁の操業を続けていたところ、波を受けたことにより転覆したものと考えられるが、船長が死亡し、また、目撃者がいないことから、転覆に至った状況を明らかにすることができなかった。</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p>

	<p>船長は、発見時、額に打撲の痕跡があったことから、転覆時に落水し、落水時に頭部を打って気を失い、溺死した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、下梶寄海水浴場北方沖において、強風及び波浪注意報が発表された状況下、船長が消波ブロックの近くで刺し網漁の操業を続けていたところ、波を受けたことにより転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁船の船長は、強風注意報や波浪注意報が発表されている状況下では出漁を控えること。 ・ 暴露甲板上で作業を行う場合は、救命胴衣を着用すること。

付図1 事故発生場所概略図

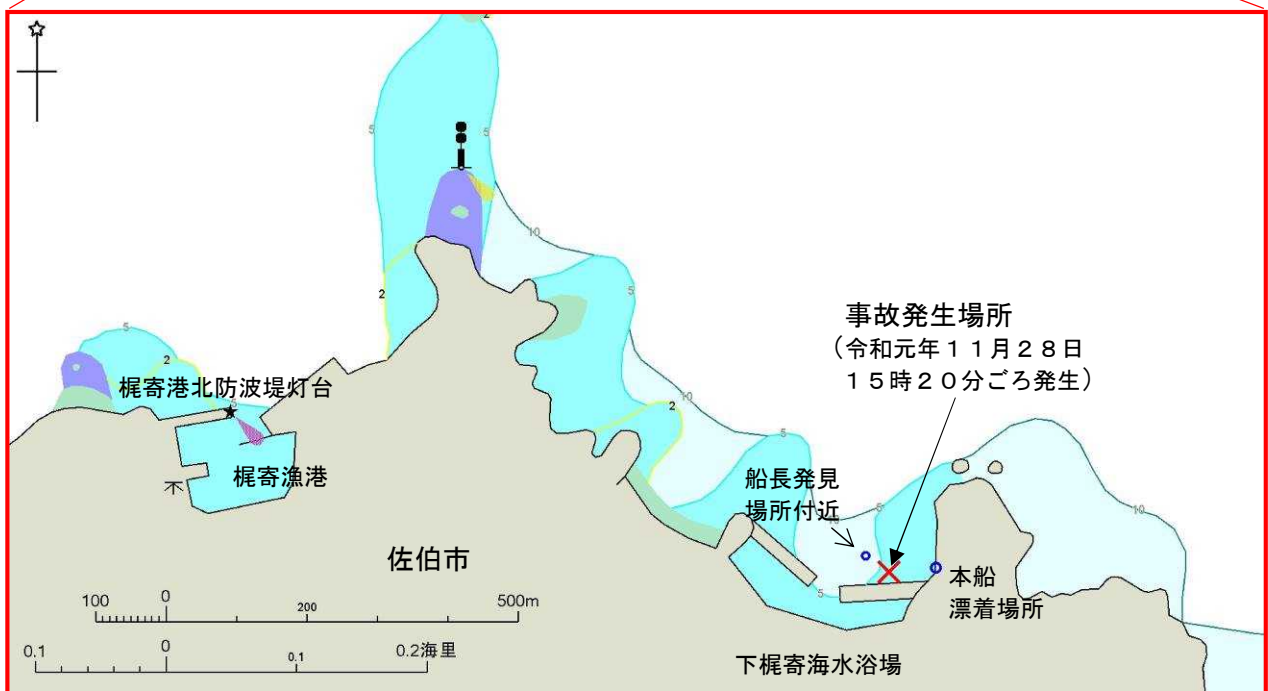


写真1 本船



写真2 本船

